　　　矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、矢板市補助金等交付規則（平成１４年矢板市規則第１８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（目的）

第２条　この要綱は、粗飼料や配合飼料の価格が高騰し、畜産農業等の経営に大きな影響を及ぼしていることから、補助金を交付することにより畜産農家等の経営の安定化を図ることを目的とする。

　（定義）

第３条　「畜産農業等」とは、家畜を飼養し、乳製品、肉、卵などを生産して経営していることをいい、「畜産農家等」とは畜産農業等を行っている個人や法人をいう。

２　「粗飼料」とは、生草、サイレージ、乾草、わら類等をいう。

３　「配合飼料」とは、トウモロコシ、麦、ふすま等、単味飼料を複合したものをいう。

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に住所又は事業所を有する畜産農家等

⑵　市税等を完納している者

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、令和６年１０月１日から令和７年３月３１日までに購入した配合飼料及び粗飼料とする。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は次の各号に掲げるものとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出額の１，０００円未満の額は切り捨てるものとする。

⑴　配合飼料は、豚及び鶏の畜産農家等を対象とし、１トンあたり１，０００円で、３００，０００円を上限とし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額とする。

⑵　粗飼料は、令和７年３月３１日現在において市内で飼養している頭数に対し、乳用牛１頭当たり４，６００円、肉用牛１頭当たり６５０円とする。

　（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

　⑴　矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金計算書（別記様式第２号）

　⑵　配合飼料の購入数量、購入日が確認できる書類

　⑶　誓約書兼同意書(別記様式第３号)

⑷　市税等の滞納が無いことを証明する書類

　（交付決定）

第８条　市長は前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付決定通知書(別記様式第４号)により通知するものとする。

（実績報告の省略）

第９条　この補助金については、規則第１０条第１項ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補助金の請求)

第１０条　補助金の交付決定を受けたものは、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付請求書(別記様式第５号)に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(支払方法)

第１１条　この補助金の支払方法は精算払とする。

(書類の整備)

第１２条　補助金の交付決定を受けたものは、事業に証拠書類を整備し、事業実施年度の翌年度から起算して５年間、保存するものとする。

(その他)

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

　　　附則

この要綱は、令和７年６月１日から適用し、令和７年８月８日限り、その効力を失う。ただし、第１２条の規定については、令和８年８月８日以降も、なおその効力を有する。

別記様式第１号（第７条関係）

令和 　年　　月　　日

矢板市長　　　　　　　様

住所

　　申請者

　連絡先

矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付申請書

　令和　年度において、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金として　　　　　　　円を交付されるよう、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付要綱第７条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

　⑴　矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金計算書（別記様式第２号）

　⑵　配合飼料の購入数量、購入日が確認できる書類

　⑶　誓約書兼同意書(別記様式第３号)

⑷　市税等の滞納が無いことを証明する書類

別記様式第２号（第７条関係）

矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金計算書

　交付申請金額　　　　　　　　　　　円

（内訳）配合飼料購入数量　　　　　　　　　トン　×　１，０００円

　　　　　※対象となる購入数量は、令和６年９月１日から令和７年３月３１日の間に購入したものとする。（１，０００円未満切り捨て）

　　　　　粗飼料（乳用牛）　　　　　　　　　　頭　×　４，６００円

　　　　　粗飼料（肉用牛）　　　　　　　　　　頭　×　　　６５０円

　　　　　※粗飼料の対象となる頭数は、令和７年３月３１日現在の矢板市内における飼養頭数とする。

別記様式第３号（第７条関係）

誓約書兼同意書

令和　　年　　月　　日

矢板市長　　　　　　　様

住所

申請者

　矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約並びに同意します。

１．申請書（関係書類含む）の内容に虚偽がないこと。

２．市が補助金交付事務の適正な執行を図るため、書類及び現地調査の必要があると認めた場合、調査に応じること。

３．偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還すること。

４．補助金の交付を受けて１年内に廃業したときは、交付を受けた補助金を返還すること。

別記様式第４号（第８条関係）

　　矢板市指令第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

矢板市長

矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付で申請のあった矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金については、下記のとおり交付することを決定し、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付要綱第８条の規定により通知いたします。

記

　交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　円

別記様式第５号（第１０条関係）

矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付請求書

金　　　　　　　　円

　令和　　年　　　月　　　日付矢板市指令第　　　　　　　　　号で交付決定があった矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、矢板市物価高騰対応飼料価格安定対策事業費補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

年　　　月　　　日

矢板市長　　　　　　　　様

請求者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 | 普通　　・　　当座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |